

暗号資産の売買等に関するご説明

(契約締結前交付書面)

この書面には、暗号資産の売買等を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。
あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

また、特に、以下の点にもご留意ください。

- 取引対象である暗号資産の価格変動により損失が生じる可能性があります。
- 当社における暗号資産の取引は、販売所（VCTRADER）でのお取引は、当社とお客様との間の相対取引（店頭取引）により行い、取引所（VCTRADER Pro）でのお取引は、板取引（お客様とお客様との間の売買取引）により行います。
- 当社においてご購入いただいた暗号資産及び外部から当社に入庫いただいた暗号資産は、当社の指定するハードウェア・ウォレット以外には、出庫することができません。

なお、この書面は、暗号資産交換業者に関する内閣府令第21条及び第22条の規定によりお渡しするものです。

当社の概要

商号： SBI VC トレード株式会社

本店所在地： 〒106-6021 東京都港区六本木 1-6-1

主な事業： 暗号資産交換業

登録番号： 関東財務局長第 00005 号

設立年月： 2016 年 11 月 1 日

資本金： 金 19 億 9,000 万円（資本準備金を含む）（2020 年 3 月 31 日現在）

加入協会： 一般社団法人日本暗号資産取引業協会

連絡先： カスタマーセンター（03-6779-5110）までご連絡ください。

受付時間は、年末年始を除く平日午前 9 時から午後 5 時までです。

2021 年 4 月

SBI VC トレード株式会社

暗号資産取引に係るご注意

1. 暗号資産の性質等に関する事項

① 暗号資産の性質に関する基本的事項

暗号資産は、本邦通貨及び外国通貨とは異なります。

当社の取り扱う暗号資産は、本邦通貨または外国通貨ではありません。また、特定の国家または特定の者によりその価値が保証されているものではありません。このような性質から、当社の取り扱う暗号資産を代価の弁済のために利用するためには、弁済を受ける者の同意が必要となります。

② 取り扱う暗号資産の概要及び特性、その他暗号資産の性質に関し参考になると認められる事項

当社が取り扱う暗号資産は、ビットコイン、エックスアールピー及びイーサリアムです。これらの暗号資産の概要、特性その他暗号資産の性質に関し参考になると認められる事項は、「4.取り扱う暗号資産の概要」をご確認ください。

2. お客様に対する情報の提供

①お取引の内容

当社の暗号資産取引のサービスを通じて、当社が取り扱う暗号資産の現物売買取引を行うことができます。お取引の内容及び方法等については、「5. お取引」をご確認ください。

②リスクのご説明

お客様は、当社の取り扱う暗号資産の価値の変動を直接の原因として損失を被る可能性がありますので、取引にあたってはご注意ください。また、お客様は、当社の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失を被る可能性もございます。当社の取り扱う暗号資産のお取引にあたっては、その他にも注意を要する点があります。詳しくは、「1. 暗号資産取引に係るリスクのご説明」をご確認ください。

③分別管理の状況

お客様よりお預りする金銭および暗号資産は、資金決済に関する法律（以下、「資金決済法」といいます。）の定めに基づき、以下の通り管理を行っています。詳しくは、「8. 利用者財産」をご確認ください。

- ・金銭（日本円資産）

SBIクリアリング信託株式会社へ金銭信託を行う方法により、当社の自己資金とは区分して管理しています。

- ・暗号資産

当社（**SBI VCトレード株式会社**）が自ら管理するものとし、第三者への管理の委託は行いません。当社が管理する利用者の暗号資産は、当社の暗号資産とは明確に分別し、かつ、それぞれのお客様が保有する暗号資産であるかが直ちに判別できる状態（当該利用者の暗号資産に係る各利用者の数量が自己の帳簿により直ちに判別できる状態）で管理いたします。

④ 手数料など諸費用

お客様からいただく手数料等は、入出金について「3.5 入出金と手数料」及び「3.6 出金方法と出金手数料、組戻し手数料」、暗号資産取引について「5.2.9 手数料」をご確認ください。

⑤ お客様からの苦情等

お客様からのご相談の窓口、苦情処理措置・紛争処理措置については、「10. 苦情処理措置等」をご確認ください。

⑥ クーリングオフ

暗号資産の売買にクーリングオフは適用されません。すなわち、特定商取引に関する法律第 26 条第 1 項第 8 号ニ、特定商取引に関する法律施行令第 5 条、同施行令別表第 2 第 49 号により、暗号資産の売買に、同法第 2 章第 2 節（訪問販売）、第 3 節（通信販売）及び第 4 節（電話勧誘販売）は適用されません。

暗号資産の出庫サービスについて

当社の暗号資産の出庫サービスは、他社が提供するサービスと異なりますので、当社への暗号資産の入庫及び当社での暗号資産の購入の前に、以下でご説明する点に予めご留意ください。

1. 暗号資産の出庫サービス

- ① 当社の出庫サービスは、お客様が当社で定める基準に適合しない場合、ご利用いただけません。
- ② 当社の出庫サービスは、送付先を、当社が指定するハードウェア・ウォレットである **Cool X Wallet** (以下、「**CXW**」といいます。)に係るアドレスに限定します。
- ③ **CXW** に係るアドレスには、当社の関与なく、お客様が自由に暗号資産を入出庫することができます。(但し、**CXW** が対応している暗号資産の種類には限りがあります。)
- ④ **CXW**に関する⑤に記載したサービスは、当社と当社の関連会社である株式会社**SBI BITS** (以下、「**BITS** 社」といいます。)がお客様にご提供します。
- ⑤ 当社と**BITS** 社は、お客様に対して、(1) **CXW** の貸与サービス、及び(2) **CXW** の紛失・故障時に備えて、シード管理サービス、及び再製した秘密鍵を使用した暗号資産の回復サービス(別途、**CXW** の再発行が必要となります。)を提供させていただきます。お客様には、かかるサービスの手数料をご負担いただきます。
- ⑥ **CXW** の設定及び配送にはお時間をいただくことになります。このため、お客様のご希望するタイミングで当社からの出庫を行うことができない場合がございますので、ご注意ください。
- ⑦ **CXW** に関する情報(手数料、入手方法、ご利用上の注意等)は、**CXW** 専用ウェブサイト (<https://www.sbicxw.com/>) で提供しております。

2. 暗号資産の送付先アドレスを限定させていただく背景

当社は、当社の業務がマネー・ローンダリング及びテロ資金供与等を助長・促進せず、これに関与しないことを第一に考えております。かかる観点から、暗号資産の出庫にあたり、送付先アドレスの秘密鍵を管理している者の確認ができない状況を問題視し、管理者の確認を実現する方法を検討してまいりました。当社は、本人確認済みのお客様のご住所に **CXW** を本人限定郵便にて送付する方法で、**CXW** に係るアドレスとご本人様とを紐づける方式を採用することといたしました。なお、今後、上述の要請とお客様の利便性との適切なバランスを継続的に模索し、よりお客様の利便性に配慮したサービスを展開するよう努力してまいります。

ハードフォークに係る対応方針

当社の取り扱い暗号資産に係るブロックチェーンについて、プロトコルの後方互換性・前方互換性のない大規模なアップデート（以下、「ハードフォーク」という。）の実行が見込まれる場合及び当該ハードフォークにより新しい別個の暗号資産（以下、「新コイン」という。）が生じる場合の取扱いは、以下の方針により実施します。

1. 大規模な分岐の発生に係る情報の利用者への伝達方法

当社ウェブサイトで公表します。

2. 大規模な分岐の発生時の対応方針

① 業務の一時停止措置の有無

ハードフォークが生じた場合は当該暗号資産の入出庫、取引を一時的に停止する場合があります。

② 業務の一時停止措置を講ずる場合の判断基準

ハードフォークによりお客様の資産の保全及びお客様との取引の履行に何らかの支障が生ずるおそれがある場合には、ハードフォークの発生に備えてあらかじめ業務を一時停止するなど、お客様資産の保全及びお客様との取引を確実に履行するために必要な措置を講じます。

③業務の一時停止措置を解除する場合の判断基準

原則として、上記②の状態が解消されたと判断された場合に解除します。

④業務の一時停止及び停止を解除する場合の利用者への連絡方法

当社ウェブサイトで公表することにより、周知します。また、必要に応じて個別メール等により周知することがあります。

⑤ 業務の一時停止時及び再開時における利用者における注意事項

ハードフォークの発生に伴い行った業務の一時停止期間中に生じた当該暗号資産の価格変動による利用者の損失については、当社は一切責任を負いません。

3. 分岐に伴い新コインが発生した場合の対応方針

ハードフォークが生じた場合は、原則として、新コインに相当する金銭を交付します。ただし、新コインの流動性、新コインが不正・違法な行為を誘引する可能性の有無・程度など、新コインに係る事情に照らし、当社の判断により、新コインに相当する金銭の交付を実施しない場合があります。

①新コインに相当する金銭を交付の方針

新コインに相当する金銭の額は、当該新コインの取り扱い暗号資産交換業者等の公表する価格等に基づき

当社の算出した価格により換金するものとします。

また、新コインに相当する金銭の交付の対象となる利用者は、ハードフォーク発生時に当社の保護預かり口座※でハードフォークの対象となった暗号資産を管理しているお客様に限ります。

※当社指定のハードウェア・ウォレット（Cool X Wallet）でお客様が管理する暗号資産は、

お客様の責任で管理されているものですので、対象となりません。

② 新コインに相当する金銭の交付の連絡方法

当社は新コインに相当する金銭の交付を行った場合は、当社ウェブサイトで公表します。

③ 新コインの交付について

当社は、新コインに相当する金銭に代えて、新コインをお客様に交付することがあります。資金決済法及び一般社団法人日本暗号資産取引業協会の規則における、新しい暗号資産を取り扱うための手続きを履践するためには、相当期間を要するため、新コインに相当する金銭のお客様への交付を原則としております。なお、新コインを当社が取り扱う場合であっても、当社の判断で、正式な取り扱い開始前に、新コインに相当する金銭をお客様に交付し、その後、かかる手続完了後、当社での取り扱いを開始する可能性があります。

1. 暗号資産取引に係るリスクのご説明

暗号資産取引にあたっては、以下でご説明するリスクにご留意ください。

1.1 価格変動リスク

暗号資産の価格は、その暗号資産の需給、暗号資産市場全体の需給、法定通貨及び金融商品市場の動向等により価格が変動します。また、暗号資産に関する新たな法規制や、規制当局の動向も価格の変動につながる可能性があります。このような価格変動の結果、暗号資産の価格が下落し、損失を被る可能性があります。最悪の場合は、暗号資産の価値がゼロとなる可能性もあります。

1.2 暗号資産の発行者又は管理者等の破たんによるリスク

暗号資産の発行者や管理者等の破たん又は当該暗号資産の移転等の仕組みを支えるコミュニティの崩壊等により、暗号資産の消失や価値の減少、暗号資産の移転が不可能となるといった事態が生じる可能性があります。また、これらの要因やその他の理由等に起因し、最悪の場合は、暗号資産の価値がゼロとなる可能性もあります。

1.3 需給の不足に伴うリスク

暗号資産は一般的に、法定通貨と比較して流動性の面で劣ります。このことに起因して、お客様の望むタイミング及び数量における売買に関して、需給のバランス次第で取引可能な量が十分でないことにより、円滑な売買が実現しない可能性があります。

1.4 国・地域における規制が行われるリスク

特定の国及び地域においては、暗号資産の売買及び保有が法律等で禁止されている場合があります。そのことを原因として、その国及び地域における暗号資産の売買及び保有が著しく困難若しくは不可能となる可能性があります。その結果、暗号資産の需要が細り、価格が下落する可能性があります。

1.5 当社の破たんによるリスク

お客様から暗号資産の売買等に関してお預りしている金銭は金銭信託を行う方法により当社の自己資金とは区分して管理し、暗号資産は当社保有の暗号資産と明確に区分して管理しています。しかし、万が一、当社が倒産したケースにおいては、当社の債務を当社の固有財産で完済できない場合、お客様からお預りしている金銭及び暗号資産を当該債務の弁済に充てる結果となり、お客様が当社に預託した金銭及び暗号資産の全部または一部の返還を受けられない可能性があります。

1.6 サイバー攻撃による暗号資産の消失・価値減少リスク

ハッキング等のサイバー攻撃を通じて、当社がお客様からお預りしている暗号資産を記録しているウォレットのパスワードまたは秘密鍵を第三者に知られた場合、そのウォレットに記録されている暗号資産が不正流出する可能性があります。当社の財政状態次第では、かかる流出に伴うお客様の損失を補てんすることができない可能性があります。

1.7 システム障害に伴うリスク

当社は、災害、公衆回線の通信障害、暗号資産の価値移転記録の仕組みにおける記録処理の遅延、その他の当社が管理できない事情により生じたお客様の逸失利益について責任を負いません。このため、かかる逸失利益を喪失するリスクがあります。

1.8 特定の暗号資産の取引が困難となるリスク

地震や洪水といった天変地異、戦争、テロ、政変・法律の改正、規制強化、暗号資産事情の急変など、特殊な状況下で特定の暗号資産の取引が困難または不可能となる可能性があります。

1.9 決済完了性がないリスク

当社が取り扱う暗号資産のうちビットコイン及びイーサリアムについては、確定的に取引が成立したといえる仕組みがないことから、取引が遡って無効になるリスクがあります。

1.10 ハードフォーク（ブロックチェーンの分岐）によるリスク

当社が取り扱う暗号資産のうちビットコイン及びイーサリアムについては、ハードフォーク（不可逆的な仕様変更）により暗号資産が2つに分岐し、相互に互換性がなくなるリスクがあります。その場合、大幅な価値下落や取引が遡って無効になるリスクがあります。また、ハードフォークの結果、発生する新規コインを、諸般の事情によって、お客様に提供できない可能性があります。

1.11 51%攻撃リスク

当社が取り扱う暗号資産のうちビットコイン及びイーサリアムについては、悪意ある者がハッシュレート（マイナーの計算力）全体の 51%以上を有した場合、不正な取引を意図的に配信するリスクがあります。

1.12 バリデーターのリスク

当社が取り扱う暗号資産のうちエクスペアールピーについては、信頼するバリデーターが意に反して結託した場合、台帳とデータを改ざんされる可能性があります。

1.13 ソフトウェア不具合のリスク

当社が取り扱う暗号資産のうちエクスペアールピーについては、ソフトウェアの新しいバージョンがアップデートされる前に入念な検証を行っており不具合の可能性を最小化しています。しかし、ソフトウェアの不具合が問題を引き起こす可能性は否定できません。

1.14 営業時間外の価格変動リスク

当社の営業時間外はお取引をいただけません。このため、営業時間外に暗号資産の価格が大きく変動した場合、お客様が損失を被る可能性があります。なお、この結果お客様が被った損失について、当社は一切責任を負いません。

1.15 秘密鍵の紛失等に係るリスク

お客様からお預りしている暗号資産は、当社が秘密鍵を管理するウォレットに記録しています。かかる秘密鍵を当社が紛失することにより、そのウォレットに記録されている暗号資産を外部に送付できなくなり、結果として、お預りしている暗号資産の価値が喪失するリスクがあります。

1.16 その他のリスク

暗号資産は発展途上であり、日々、暗号資産の基盤となる技術の開発・改良が進められています。その過程で、現時点では、予測できない脆弱性などが発見され、暗号資産の資産価値を脅かすリスクとして顕在化する可能性は否定できません。このため上述したリスク以外にも、今後、リスクは生起し得ることにご留意ください。

2. 暗号資産取引

2.1 販売所と取引所

お客様は、当社の暗号資産取引のサービスとして、当社の開設する販売所（VCTRADE）または取引所（VCTRADE Pro）において、暗号資産のお取引をいただくことになります。

2.2 取引の態様

販売所でのお取引は、当社とお客様との間の暗号資産の店頭取引であり、資金決済法第2条第7項第1号所定の「暗号資産の売買」に該当します。取引所でのお取引は、お客様とお客様との間の暗号資産の売買取引であり、資金決済法第2条第7項第2号所定の「暗号資産の売買の媒介」に該当します。当社がこれらの取引に関連してお客様の金銭をお預りすることは、同項第3号所定の暗号資産の売買等に関して「利用者の金銭の管理をすること」、お客様から暗号資産をお預りすることは、同項第4号所定の「他人のために暗号資産の管理をすること」に該当します。

2.3 暗号資産取引の概要

販売所及び取引所におけるお取引の概要は以下のとおりです。

| | |
|----------------|--|
| 取引形態 | 販売所における店頭取引（当社とお客様の相対取引） 取引所における板取引（お客様とお客様との間の売買取引） |
| 営業日 | 休業日は基本的にございません。 |
| 取引時間 （日本時間） | 午前7時～翌午前6時（23時間） ※臨時システムメンテナンスを要する時間帯、またはメンテナンス時間終了直後の時間帯は、マーケットの状況やシステムメンテナンスの稼働等によって、お客様の意図した取引ができない場合があります。 |
| メンテナンス 時間 | 毎日午前6時～午前7時 ※臨時メンテナンスを実施する場合があります。 |
| 注文受付時間 | 原則として、売買注文の受け付けにつきましては取引時間内に受け付けます。 （システムメンテナンス時を除く。） |
| 取引日 | 定期メンテナンス終了時刻から翌日定期メンテナンス開始時刻に至るまで（日本時間午前7:00～翌午前6:00）をひとつの「取引日」とし、定期メンテナンス終了時刻から翌日0:00（日本時間）に至るまでに約定した取引の取引日は当日日付、0:00から定期メンテナンス開始時刻に至るまでに約定した取引の取引日は前日日付とします。 |

| | |
|-------------|---|
| 約定日 | 取引が約定した時刻が属する日本時間での暦日を「約定日」とします。 |
| 受渡日 | 取引日の1銀行営業日後。（日本の銀行営業日に準じます。） |
| 取引手数料 | 無料 |
| 日計り取引 | 受渡日を待たずに買い付けた暗号資産を売却することができます。 |
| 買付余力・売却可能数量 | 暗号資産を買い付ける場合には、預り金の範囲（当日売却の場合は当該売却金額が含まれます。）で買い付けができます。暗号資産を売却する場合には、当社の預り暗号資産残高の範囲（当日買い付け分を含みます。）で売却できます。 |
| 取扱通貨ペア | 日本円（以下「円」といいます。）での下記暗号資産の購入・売却を取り扱います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ビットコイン（以下「BTC」といいます。） ・エクスペールピー（リップルの暗号資産名です。以下「XRP」といいます。） ・イーサリアム（以下「ETH」といいます。） （以下、各名称はそのまま通貨単位としても用います。） なお、外国通貨による暗号資産の購入・売却は取り扱いをいたしません。 |

3. 口座開設とご入金

当社の暗号資産取引のサービスをご利用いただくには、当社にて新規口座開設登録を申し込みいただき、口座を開設した後に預り金を入金いただく必要があります。なお、当社は、お客様による販売所又は取引所での暗号資産の売買に関してのみ、お客様から金銭を預かります。

3.1 口座開設の流れ

ご利用開始の流れは、おおまかに下記のとおりです。

- ① 当社のウェブサイトにてメールアドレスをご登録ください。
- ② 当社のウェブサイトから、電子的に交付されるこの書面及び約款を事前に必ずお読みください。
- ③ この書面及び約款を理解いただいたうえで、当社ウェブサイトから口座開設をお申込みください。その際に本人確認書類の提出が必要となります。ウェブでデータをアップロードいただく、または当社宛に郵送で送付して、ご提出いただきます。
- ④ お申込みいただいた情報をもとに当社にて所定の審査をさせていただきます。
- ⑤ 当社基準を満たすお客様に限り、専用の取引口座を開設し利用いただくための取引パスワードをご案内する書面を簡易書留郵便（またはそれに相当する手段）でお送りします。
- ⑥ 提携する金融機関よりオンライン入金にて当社指定の口座にご入金ください。
- ⑦ 当社でご入金を確認できましたら、当社ウェブサイトにごログインしてお取引いただけます。

3.2 口座開設審査

口座開設の審査にあたっては、必要に応じて電話による聴き取り、追加の資料提出の依頼をさせていただく場合がございます。審査の詳細や基準、個別の審査結果や判断理由といった情報は、一切開示しておりません。口座の開設に年齢制限を設けております（満 20 歳以上）。なお、以下の者に該当する場合は、口座の開設をお断りさせていただいております。これらの者に該当することが口座開設後に判明した場合は、すみやかに取引の停止及び口座の解消を実施させていただきます。

① 外国 PEPs（Politically Exposed Persons）に該当する方

外国 PEPs とは、次に掲げるいずれかの者をいいます。

あ. 外国の元首及び過去に外国元首であった者

い. 外国政府等で重要な地位を占める者として以下に該当する者及び過去に当該地位であった者

イ. 我が国における内閣総理大臣その他国務大臣及び副大臣に相当する職

ロ. 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職

ハ. 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職

ニ. 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職

ホ. 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、航空幕僚副長に相当する職

ヘ. 中央銀行の役員

ト. 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員

う. あ. 及びい. の家族（配偶者（含事実婚）、父母、実子及び兄弟姉妹、配偶者の父母または実子以外の子。）

え. あ. ～う. が実質的支配者である法人

② 反社会的勢力に相当する方

当社は、犯罪収益の移転の防止に関する法律（以下「犯収法」といいます。）に基づき、厳格な取引時確認（お客様の氏名、住所、生年月日、取引の目的、職業の口座開設時とは別の本人確認書類等による確認、並びに一定金額以上の財産の移転を行うに際しての資産及び収入の確認）及び一定金額以上の暗号資産の取引または移転に際し、当該取引または移転の都度、取引時確認を行う場合があります。また、当社は犯収法で定める場合以外にも、お客様の暗号資産の取引状況や態様が当社の定める基準に合致した場合は、お客様の取引時確認、取引状況の確認、必要書類の徴求等の当社の求める確認をする場合があります。

ご注意：第三者のための口座開設及びこれに類する行為

お客様の名義をもって、第三者のために口座の開設または取引をさせること、並びに第三者の資金でお客様が暗号資産の取引を行うことはできません。万が一、そういった事実が認められた、またはこれに類する「なりすまし行為」があった場合は、お客様に犯収法に基づいて厳格な取引時確認を実施させていただきます。

3.3 本人確認手続と口座名義

- ① お客様は、VCTRADE の利用に際しては、本人確認書類に記載の住所及び氏名を使用していただく必要がございます。お客様の本人特定事項等（お客様の氏名、住所、生年月日、職業、取引の目的）に変更があった場合には、速やかに当社に変更の手続きを行ってください。当社は、犯収法及び関連諸規則等の定めるところに基づいて本人確認を行います。お客様のご本人確認のため、お客様の住所宛に転送不要の簡易書留郵便（またはそれに相当する郵便）で取引パスワードの通知書面を送付します。お客様は、当該取引パスワードを、当社所定の手続により、変更することができます。
- ② お客様からお預りした金銭の出金を希望されるお客様は、出金先の銀行口座をあらかじめ当社に届けていただきます。お届けいただく銀行口座は、口座開設者ご本人様名義に限ります。当社は出金をご本人様名義の銀行口座宛てであることを確認した上で、出金手続きを行います。
- ③ 住所及び氏名を含む各種お届け出事項に変更があった場合は、速やかに当社所定の方法によって、変更手続きを行ってください。氏名や住所などの変更があった場合には、当社は犯収法及び関連諸規則等の定めに従い、所定の確認を行います。なお、お客様が当該手続きを行わなかったことによって生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

3.4 口座の解約

① 解約の申請方法

暗号資産取引の口座を解約する場合は、カスタマーセンターにお申し出ください。解約する場合には、お客様ご自身で、当社口座にある暗号資産の売却及び金銭のお引出しを済ませていただきますよう、お願いいたします。

② 解約に伴う費用

解約のお手続きの時点で、お客様の当社における口座にある金銭及び暗号資産について、暗号資産が取引の最小単位に満たない場合、及び、暗号資産を売却しても金銭が出金手数料に満たない場合、解約に伴う費用として当社が申し受けます。

3.5 入出金と手数料

① 口座開設手数料と口座管理料

お客様の口座開設手数料、口座管理料は無料です。

お客様は当社に口座を開設して入金することで取引いただけるようになります。出金するには、当社における口座開設者と同じ名義人名の銀行口座を当社に登録していただくことが必要です。

② 入金方法と入金手数料、組戻し手数料

お取引にあたっての日本円のご入金には住信 SBI ネット銀行の即時決済サービスをご用意しています。ご入金の際は住信 SBI ネット銀行にご本人様名義でお振込いただく必要がございますので、ご本人様名義の口座をご用意ください。振込手数料は当社負担です。

※ 高額の入出金を行う場合は、あらかじめ当社カスタマーセンターにご連絡いただいたうえで、入金していただくことを推奨いたします。

※ ご本人名義以外の口座からの入金処理をされた場合、お客様の当社における口座に入金できませんので、別途、送金組戻の処理をご依頼させていただきます。

3.6 出金方法と出金手数料、組戻し手数料

① お客様は出金可能金額の範囲内で登録された銀行口座へ出金できます。1 銀行営業日の出金上限金額は 1 億円（手数料込）となります。出金の依頼は、休日を含む 24 時間（ただし、システムのメンテナンス時を除きます。）可能です。具体的には、取引画面にて指定する方法によって出金依頼を行ってください。

② 出金のお手続きから当社での出金処理までは 1 銀行営業日かかります。ただし、メンテナンス等により、変則的に 1 銀行営業日以降になる場合があります。その場合はあらかじめご案内します。

- ③ 出金には出金手数料がかかります。出金手数料は以下のとおりです。

| 出金先金融機関 | 出金額 3 万円未満 | 出金額 3 万円以上 |
|--------------------|------------|------------|
| 住信SBI ネット銀行 | 50 円 (税込) | |
| 住信SBI ネット銀行以外の金融機関 | 160 円 (税込) | 250 円 (税込) |

出金先口座の名義相違等によりご指定の口座に着金ができなかった場合は、上記出金手数料を差し引いた額をお客様の預り金に戻します。なお、出金先口座の名義相違等は、出金先銀行からの通知により判明しますので、出金後、数日かかることがあります。また、当社から組戻しを依頼する必要がある場合の組戻し手数料は、住信 SBI ネット銀行所定の手数料に準じます。

- ④ お客様からお取引の依頼を受けた後、当該取引に係る金銭の状況は、当社ウェブサイトにおいて、取引明細をご確認いただくとともに、出金手続き画面において、当該取引の執行後の金銭の残高が反映された出金可能金額をご覧いただくことによるご確認いただけます。

4. 取り扱う暗号資産の概要

当社が取り扱う暗号資産は、XRP、BTC 及び ETH です。各暗号資産の概要は本書末尾をご覧ください。

5. お取引

5.1 販売所でのお取引に関する事項

5.1.1 注文での指示事項

お客様は、販売所の画面に発注に必要な以下の事項を入力することで、暗号資産取引の発注ができます。

- ① 注文する暗号資産
- ② 売付取引または買付取引の取引種別
- ③ 注文条件（成行注文、価格指定注文の別）
- ④ 数量条件（注文数量または注文金額（数量条件））
- ⑤ 執行数量条件（全量執行か一部執行かの別）
- ⑥ その他お客様の指示によることとされている事項

5.1.2 注文条件

① 成行注文

取引価格を指定しない注文です。疑似的な成行注文であり、買い注文は表示価格+5%の価格の指値注文、売り注文は表示価格-5%の価格の指値注文として発注し、その価格の範囲内で約定します。確認画面における表示取引価格は参考値であるため、必ずしも約定価格と同一であるとは限りません。お客様が発注ボタンを押下してから、お客様の注文を当社で受信するまでの間に取引価格の変動がある場合は、発注時点の取引価格とは異なる取引価格で約定します。

② 価格指定注文

約定する取引価格を指定して不利な条件では約定させない注文。買い注文は指定した価格以下、売り注文は指定した価格以上の価格の範囲内で約定します。ただし、買い注文の場合は表示買値より+20%超の価格指定、売り注文の場合は表示売値より-20%超の価格指定を行うことはできません。

5.1.3 数量条件

① 数量指定

売買する暗号資産の数量を指定する方法です。成行注文と組み合わせて買い注文を出す場合は、買付数量と表示価格の1.05倍の余力が必要となります。たとえば、表示買値が100円/XRPのときに5,000円入金して、買付数量50XRPで成行注文を行うと、預り金不足でエラーとなります。成行注文の場合は、表示価格の最大1.05倍の価格で買う可能性があるため、表示買値が100円/XRPでも、50XRP成行注文で発注するためには、 $100 \times 1.05 \times 50 = 5,250$ 円以上の買付余力が必要となります。

② 金額指定

売買する暗号資産の数量を指定した日本円金額の範囲内とする方法です。金額指定時は指定した日本円金額で注文可能である、当社の注文数量の条件（発注単位、最少数量等）を満たす暗号資産の数量に換算し発注します。たとえば、取引単位が10XRP単位であるXRPについて、価格指定注文101円/XRPかつ金額指定3,000円の買い注文を出した時、3,000円を超えない範囲である最大発注数量20XRP（2,020円相当）に換算されます。当該注文が101円/XRPで約定した場合、買付余力から代金2,020円が差し引かれます。

また、金額指定の場合、買い注文は指定金額を下回る約定、売り注文の場合は指定金額を上回る約

定となる可能性があります。たとえば、XRP の 3,000 円の売り注文を出した時、発注時点で 100 円/XRP だったため 30XRP に換算し、その後システムで売却する瞬間に 110 円/XRP に高騰していたような場合、30XRP 売却して指定の 3,000 円より多い 3,300 円を受け取るようになります。

③ 注文に関する数量制限に関して

当社の現物取引における1注文当たりの限度額は以下の通りです。

| | | XRP | BTC | ETH |
|-------------|--------------|------------------|-----------------|-------------------|
| 日本円の金額 | 注文金額※1 | 500 円～500 万円 | | |
| | 呼値 | 0.1 円単位 | 1 円単位 | |
| 暗号資産の 数量 | 注文数量 ※1、2 | 10～ 70,000XRP | 0.0001～ 5BTC | 0.0001～ 150ETH |
| | 数量の単位 | 10XRP | 0.0001BTC | 0.0001ETH |

※1 上記の数量制限は、日本円の金額及び暗号資産の数量の両方が適用されます。売却時は 500 円未満でも発注が可能です。

※2 注文に関する数量制限は、それぞれの通貨価値の変動によって定期的に見直されるため、当社ウェブサイトで明示します。

5.1.4 執行数量条件 (FOK、IOC)

販売所の執行数量条件は通常 FOK となっております。注文画面にて「一部約定する」を選択すると IOC となります。

① FOK (Fill or Kill)

注文した数量すべてが即座に約定しなかった場合は当該注文をキャンセルします。

② IOC (Immediate or Cancel)

注文した価格かそれよりも有利な価格で即時に約定可能な数量を約定させ、約定しなかった一部あるいは全部をキャンセルします。

5.1.5 受付・変更・取消

① 注文の受付

お客様が販売所を利用して注文する時は、注文内容を入力後、その内容を確認の上送信し、その内容を当社が受信した時点で受け付けたものとします。お客様が行った注文の内容が、法令、その他の諸規則等に反するものであった場合や当社が不適当と判断した場合には、一部または全部の注文の執行を行わないこともあります。お客様の入力ミス等の事由によってお客様の意思に反して約定した場合であっても、当社は責任を負いません。

② 注文の変更・取消

お客様の注文は、即時約定または失効するため、変更または取消を行うことはできません。

5.1.6 注文受付の停止

当社が「取引約款」、「契約締結前交付書面」等の重要書類を変更等により再交付した際、お客様が、その内容について、当社が指定する期日までに確認の上、承諾をいただけない場合、販売所の新規注文を停止するなどの措置をとる場合がございます。また、以下に掲げる場合、当社は、全部または一部の暗号資産の銘柄に関し、お客様の新たな注文の受け付けを停止することがあります。

① 当社システムの状況に障害が生じ、取引の継続が困難と判断した場合

② 当社の販売可能な暗号資産の数量を超えた暗号資産の買い注文をいただいた場合

③ 当社の指定するマーケットメイカーとの取引を当社が一旦停止させた場合、またはマーケットメイカーが気配の提示を行わなかった場合その他の当社のカバー取引に影響を与える事象が生じた場合

④ 短期間に大量の注文が流入した場合など、暗号資産の取引状況に著しい影響を与える事態が発生したと当社が判断した場合

⑤ 上記①から④までの事由のほか、当社が必要と判断した場合

5.1.7 取引を一時中断し、再開する際の注文処理

約定処理の一時中断後における再開時においては、通常と同様に当社による価格提示を再開し、時間優先の原則のもと、お客様の注文の処理を行うものとします。

5.1.8 約定（売買の成立）

約定は、時間優先により、お客様からいただいた注文が当社の提示する売付価格または買付価格に合致（お客様の注文価格が当社の提示価格より有利な価格となる場合も含まれます。）する場合に約定は成立します。

また、現物取引が成立した後に、成立した取引を訂正することはできません。また、市場の状況によっては、1回の注文が複数の約定に分かれる可能性があります。たとえば、100BTCを成行で発注した場合、70BTCを価格120万円で、30BTCを価格121万円で、それぞれ約定することがあります。

5.1.9 手数料

① 取引手数料

販売所における現物取引の手数はございません。当社は、手数料を実質的に含めた額で暗号資産の売買価格（レート）をお客様に提示しております。

② その他の手数料

販売所における現物取引に関してその他の手数料はございません。

5.1.10 購入代金及び売却手取金の小数点以下の取扱い

購入代金（円）について小数点以下を切り上げ、売却手取金（円）については切り捨てて処理をいたします。

5.1.11 公正な取引価格を提示・約定するための方針・仕組み

当社は、販売所においては、公正な価格を安定的にお客様へ提示できるよう、当社が相当と認める単一又は複数のマーケットメイカーから配信されている価格をもとに当社が独自に生成した取引価格を提示しています。また、取引所においては、「競争売買の原則」（価格優先の原則（売り注文については最も低い価格の注文が、買い注文については最も高い価格の注文が、また、価格を指定する「価格指定注文」よりも価格を指定しない「成行注文」が優先する方式）と、時間優先の原則（同じ価格の売買注文がある場合には、時間的に先に発注された注文を優先する方式）に基づき、需給に応じた価格を提示する原則）に基づいて取引価格を決定しております。当社は、お客様に提示する取引価格に関して、他の複数の暗号資産取引所の取引価格との比較を常時行っております。当社の提示する取引価格が、それらの価格から大幅に乖離した場合、公正な取引価格を提示及び約定するために、当社による価格提示を一時的に停止すること

があります。

5.1.12 カバー取引

① カバー取引の実施方針

当社はお客様との相対取引に従って必ず、当社とマーケットメイカーとのカバー取引が存在しません。当社は、暗号資産のポジションリスクをとらないかたちで運営しております。

② 主要なカバー取引先に関する情報

当社がカバー取引を行う主要な相手先は以下の通りです。

| 通貨ペア | 主要なカバー相手先 |
|----------------------------|----------------------|
| XRP/JPY、BTC/JPY 及び ETH/JPY | SBI アルファ・トレーディング株式会社 |

③ その他参考事項

「①カバー取引の実施方針」でご説明したとおり、当社とお客様との間の相対取引は、原則として、当社とマーケットメイカーとの間の相対取引が存在する場合にのみ約定します。このため、当社がマーケットメイカーとの取引を停止する場合や、マーケットメイカーが取引価格の提示を行わない場合は、対象とする暗号資産の取引または取引価格提示を停止する措置を取ることがあります。

5.1.13 利益相反の防止及び軽減措置

当社は、利益相反の防止のため、当社内でディーリングを行っておりません。マーケットメイカーが当社の関連会社である場合は利益相反のおそれがありますが、他の取引所における取引実勢価格との比較を通じて、常時、マーケットメイカーが提示する価格の適切性に関する検証を行っています。

5.2 取引所でのお取引に関する事項

5.2.1 注文での指示事項

お客様は、取引所の画面に発注に必要な以下の事項を入力することで、暗号資産取引の発注ができます。

- ① 注文する暗号資産
- ② 売付取引または買付取引の取引種別
- ③ 注文条件（価格指定注文）
- ④ 数量条件（注文数量）
- ⑤ その他お客様の指示によることとされている事項

5.2.2 注文条件

① 成行注文

現在、ご提供しておりません。

② 価格指定注文（指値注文）

約定する取引価格を指定した注文です。ただし、指定いただく取引価格は、値幅制限の範囲内とさせていただきます。詳細は、5.2.11 をご覧ください。

5.2.3 数量条件

① 数量指定

売買する暗号資産の数量を指定する方法です。

② 金額指定

現在、ご提供しておりません。

③ 注文に関する数量制限に関して

当社の現物取引における1注文当たりの限度額は以下の通りです。

| | | XRP | BTC | ETH |
|---------|--------------|------------------|-----------------|-------------------|
| 日本円の金額 | 注文金額※1 | 500 円～500 万円 | | |
| | 呼値 | 0.001 円単位 | 1 円単位 | |
| 暗号資産の数量 | 注文数量 ※1、2 | 10～ 70,000XRP | 0.0001～ 5BTC | 0.0001～ 150ETH |
| | 数量の単位 | 1XRP | 0.0001BTC | 0.0001ETH |

※1 上記の数量制限は、日本円の金額及び暗号資産の数量の両方が適用されます。このため、1XRP が 30 円のときに、10XRP を売却しようとしても、500 円未満となるため発注できません。

※2 注文に関する数量制限は、それぞれの通貨価値の変動によって定期的に見直されるため、当社ウェブサイトで明示します。

5.2.4 執行数量条件

取引所の執行数量条件は通常 FAS (Fill and Store) となっております。つまり、注文執行後、未約定数量が残った場合、指値注文として留保されます。注文留保された後、当日の取引終了時まで約定が成立しない場合、注文失効となります。

5.2.5 受付・変更・取消・失効

①注文の受付

お客様が取引所を利用して注文する時は、注文内容を入力後、その内容を確認のうえ送信し、その内容を当社が受信した時点で受け付けたものとします。お客様が行った注文の内容が、法令、その他の諸規則等に反するものであった場合や当社が不適当と判断した場合には、一部または全部の注文の執行を行わないこともあります。お客様の入力ミス等の事由によってお客様の意思に反して約定した場合であっても、当社は責任を負いません。

②注文の変更・取消

注文執行後、指値注文として留保された注文については取引終了時まで取り消しすることが可能です。また、お客様の注文の変更を行うことはできません。

③ 注文の失効

注文執行後、指値注文として留保された注文の約定が、1 取引日終了時まで成立しない場合、注文失効となります。また、当社の導入する値幅制限との関係で、例外的に、注文が失効する場合があります。詳細は、5.2.11 をご覧ください。

5.2.6 注文受付の停止

当社が「取引約款」、「契約締結前交付書面」等の重要書類を変更等により再交付した際、お客様が、その内容について、当社が指定する期日までに確認の上、承諾をいただけない場合、取引所の新規注文を停止するなどの措置をとる場合がございます。また、以下に掲げる場合、当社は、全部または一部の暗号資産の銘柄に関し、お客様の新たな注文の受け付けを停止することがあります。

- ① 当社システムの状況に障害が生じ、取引の継続が困難と判断した場合
- ② 当社の指定するマーケットメイカーとの取引を当社が一旦停止させた場合、またはマーケットメイカーが気配の提示を行わなかった場合、その他の取引に影響を与える事象が生じた場合
- ③ 短期間に大量の注文が流入した場合など、暗号資産の取引状況に著しい影響を与える事態が発生したと当社が判断した場合

④ 上記①から③までの事由のほか、当社が必要と判断した場合

5.2.7 取引を一時中断し、再開する際の注文処理

取引の一時中断後における再開時においては、通常と同様に当社による気配情報の提示を再開し、価格優先、時間優先の原則のもと、お客様の注文の処理を行うものとします。

5.2.8 約定（売買の成立）

約定は、価格優先、時間優先により、お客様からいただいた注文が当社の提示する最良売り気配（価格・数量）または最良買い気配（価格・数量）に合致（お客様の注文価格が当社の提示価格より有利な価格となる場合も含まれます。）する場合に約定は成立します。

また、現物取引が成立した後に、成立した取引を訂正することはできません。また、市場の状況によっては、1回の注文が複数の約定に分かれる可能性があります。たとえば、100BTCの買い付け注文を120万円の価格指定で行った場合、70BTCを価格120万円で、30BTCを価格119万円で、それぞれ約定することがあります。

5.2.9 手数料

① 取引手数料

取引所における現物取引の手数料はございません。

② その他の手数料

取引所における現物取引に関してその他の手数料はございません。

5.2.10 購入代金及び売却手取金の小数点以下の取扱い

購入代金（円）について小数点以下を切り上げ、売却手取金（円）については切り捨てて処理をいたします。

5.2.11 公正な取引価格を提示・約定するための方針・仕組み

① 制限値幅

当社は、急激な価格変動により不公正な取引価格での約定を防止するために、値幅制限を導入しています。制限値幅は基準価格の±30%の範囲となります。基準価格は、複数の外部取引所より取得した価格の平均値とし、5分毎に変更されます。

② 制限値幅外の新たな価格指定注文の受付

当社は、制限値幅の範囲外の取引価格を指定した新たな注文は受け付けません。

③ 執行済み価格指定注文が制限値幅の範囲外となったときの取扱い

次に、ある時点の制限値幅の範囲内の価格指定注文が、基準価格の変動により制限値幅の範囲外となった場合であっても、原則として、価格指定注文は失効しません。例外的に、以下の場合、価格指定注文が失効します。

売りの価格指定注文が失効する場合： 売りの指定価格が制限値幅の下限未満となったとき

例えば、基準価格が100円の場合、制限値幅は70円以上130円以下となります。お客様が104円の売りの価格指定注文をされているとします。この状態で、5分間に異常な価格上昇が発生し、基準価格が150円となった場合、制限値幅は105円以上195円以下となります。この場合、104円の売り注文を維持すると、制限値幅の下限で多くの約定を誘発することになるため、制限値幅を導入する目的を達成するために、104円の売りの価格指定注文は自動的に失効させます。なお、制限値幅の範囲外の買い価格指定注文（例えば94円の買い注文）は、原則どおり、自動失効しません。

買いの価格指定注文が失効する場合： 買いの指定価格が制限値幅の上限を超えたとき

例えば、基準価格が100円の場合、制限値幅は70円以上130円以下となります。お客様が90円の買いの価格指定注文をされているとします。この状態で、5分間に異常な価格下落が発生し、基準価格が50円となった場合、制限値幅は35円以上65円以下となります。この場合、90円の買い注文を維持すると、制限値幅の上限で多くの約定を誘発することになるため、制限値幅を導入する目的を達成するために、90円の買いの価格指定注文は自動的に失効させます。なお、制限値幅の範囲外の売り価格指定注文（例えば130円の売り注文）は、原則どおり、自動失効しません。

なお、公正な取引価格の形成を促すために、当社がやむを得ないと判断した場合、取引所を一時的に停止することがあり得ます。

5.2.12 カバー取引

5.1.12 をご覧ください。

5.2.13 利益相反の防止及び軽減措置

5.1.13 をご覧ください。

5.2.14 当社が暗号資産の売買の委託等を受けた場合における当社との売買に関する事項

当社は、お客様が取引所において注文された場合において、当該注文に係る取引の相手方となることはございません。なお、当社においては、別途公正な取引価格を提示・約定するための方針において公表しているとおり、お客様が販売所における価格と取引所における価格を比較しやすい体制を構築し、お客様のご判断に資することとしております。

6. 暗号資産の預託の方法等（暗号資産の入出庫）

「入庫」とは、お客様の暗号資産を、当社が秘密鍵を管理するウォレットへの預け入れることをいいます。「出庫」とは、当社がお客様からお預りした暗号資産を当社以外の者が秘密鍵を管理するウォレットに送付することをいいます。

6.1 暗号資産の入庫

① 入庫の方法

当社の暗号資産取引のサービスにて、入庫が可能な暗号資産は当社の指定する種類の暗号資産に限定されます。また、暗号資産の入庫は、当社が暗号資産及びお客様ごとに指定するアドレスに送付する方法により行います。指定するアドレス以外への送付、当社の指定する種類以外の暗号資産の送付、当社の指定する識別情報を入力せずに行われる送付、その他、当社の指定する方法と異なるかたちで送付された暗号資産について、当社はその暗号資産の返還、その他一切の責任を負いません。

② 入庫された暗号資産の取引余力への反映

入庫された暗号資産は、当社が入庫にあたって実施する一連の確認手続きを完了した時点で口座に反映されます。このため、お客様の送付指示から当社の暗号資産取引のサービスにおけるお客様の取引余力への反映までの間に、一定の時間がかかります。

③ 入庫に係る手数料

入庫にあたり、当社から手数料を申し受けることはございません。ただ、お客様の送付指示にかかる送付手数料（ブロックチェーン上に記帳するための費用を含みます。）はお客様のご負担とします。

④ 入庫の単位

暗号資産の入庫は各暗号資産の最小単位より受け付けいたします。

⑤ 入庫対象の暗号資産

当社にて入庫可能な暗号資産は、当社が別途指定する暗号資産に限られます。

⑥ 暗号資産の入庫指示後、取引余力反映までの時間

暗号資産の入庫指示後、速やかに、お客様の取引余力に反映させていただきます。

6.2 暗号資産の出庫

暗号資産の出庫については、本書 3 ページの「暗号資産の出庫サービスについて」を併せてご確認ください。

① 出庫の方法

当社の暗号資産取引のサービスにて、出庫が可能な暗号資産は当社の指定する種類の暗号資産に限定されます。また、暗号資産の出庫は、当社が指定する **Cool X Wallet**（以下「**CXW**」といいます。）のアドレスに送付する方法により行います。**CXW** 以外のアドレスへの送付は、当社が認める場合を除き、行いません。当社の指定する方法と異なるかたちで出庫指示された暗号資産について、当社はその暗号資産の返還、その他一切の責任を負いません。

② 出庫指示された暗号資産の取引余力への反映

出庫指示された暗号資産は、出庫指示を受け付けた時点で、取引余力から控除します。

③ 出庫に係る手数料

出庫にあたり、当社から手数料を申し受けることはございません。ただ、お客様の送付指示にかかる送付手数料（ブロックチェーン上に記帳するための費用を含みます。）は当社が負担いたします。

④ 出庫の単位

暗号資産の出庫は各暗号資産の最小単位より受け付けいたします。
ただし、以下の数量以上から受け付けいたします。

| 暗号資産の種類 | XRP | BTC | ETH |
|---------|-----------|---------------|---------------|
| 数量 | 10 XRP | 0.0001 BTC | 0.0001 ETH |

⑤ 出庫対象の暗号資産
当社から出庫可能な暗号資産は、当社が別途指定する暗号資産に限られます。

⑥ 暗号資産の出庫指示後、取引余力反映までの時間

暗号資産の出庫指示後、最初に到来する銀行営業日の正午を目途に、出庫作業を行います。このため、お客様の CXW にて暗号資産を確認できるのは、その後となります。

6.3 お客様からの取引依頼後の当該取引に係る暗号資産の状況の確認

お客様からお取引の依頼を受けた後、当該取引に係る暗号資産の状況は、当社ウェブサイトにおいて、取引明細をご確認いただくとともに、当該取引の執行後の暗号資産の残高が反映された取引余力をご覧いただくことによるご確認いただけます。

7. 口座凍結・注文制限

7.1 口座凍結

当社は、当社の定める基準に抵触された場合には、お客様の同意無く、取引停止、口座凍結の措置をとらせていただく場合があります。

7.2 注文制限

以下の注文を検知した場合、一時的に取引条件の変更、または制限を加えさせていただきます。あらかじめご了承ください。

- ① 端末機器、接続回線、またはプログラムの改変等を施して発注された注文及び当社がサーバ上で提供する取引システム以外のツール等を使用して発注された疑いのある注文
- ② 短時間に、頻繁に行われる注文及び取引であって、他のお客様または当社のシステムに著しい悪影響を及ぼすと認められる注文
- ③ 自動売買プログラム等を使用していると推定される注文及び取引であって、他のお客様または当社のシステム若しくはカバー取引等に著しい悪影響を及ぼすと認められる注文
- ④ その他、当社とお客様または他のお客様との円滑な取引に支障をきたすまたはその可能性がある注文

8. 利用者財産

8.1 分別管理

当社にお預けいただいているお客様の金銭及び暗号資産は、資金決済法の定めに基づき、当社（SBIVCトレード株式会社）が自ら管理し、第三者への委託を行っていません。当社は、利用者の財産を、当社の暗号資産とは明確に区別のうえ、分別管理を行っております。当社は、以下の方法により利用者財産の管理を行っております。

① 金銭（日本円資産）の分別管理

SBIクリアリング信託株式会社へ金銭信託を行う方法により、当社の自己資金とは区分して管理いたします。

② 暗号資産の分別管理

当社の暗号資産とは明確に分別し、かつ、それぞれのお客様が保有する暗号資産であるかが直ちに判別できる状態（当該利用者の暗号資産に係る各利用者の数量が自己の帳簿により直ちに判別できる状態）で管理いたします。

8.2 利用者財産の安全管理

① 利用者財産の安全管理に関する概要

「8.1 分別管理」で説明したとおり、当社は、次の方法で利用者財産を当社の固有財産と分別して管理しています。

1) 利用者財産のうち、金銭について

SBIクリアリング信託株式会社へ金銭信託を行う方法により、当社の自己資金とは区分して管理しています。

2) 利用者財産のうち、暗号資産について

当社自身が保有する暗号資産の管理用のウォレットとお客様用のウォレットを区別しています。その結果、ブロックチェーン上において、当社自身が保有する暗号資産とお客様が保有する暗号資産は、区分されて管理されております。

なお、お客様からお預かりした暗号資産は、他のお客様から当社がお預かりしている同一種類の暗号資産と混蔵して保管・管理しており、当社固有財産の同一種類の暗号資産と混蔵して保管・管理する場合があります。

② 利用者財産の安全管理に係る業務に要する設備及び人員並びに当該業務の運営方法

利用者財産のうち預り暗号資産については、その送付のために必要となる秘密鍵を管理するため

の設備を設けております。かかる設備を運用するために十分な人員を確保するとともに、かかる人員による秘密鍵の運用方法を定めた社内規則を制定しております。

8.3 履行保証暗号資産の管理

当社はお客様からお預かりした暗号資産を当社が秘密鍵を管理するウォレットで管理しております。保管形態は、次の2種類があります。

- 1) インターネット等の外部のネットワークに接続されていないコールドウォレットによる保管
- 2) インターネット等の外部のネットワークに接続されているホットウォレットによる保管

当社はお客様の暗号資産を流出等からの被害を防止するため、定期的にホットウォレットの残高をコールドウォレットへ移動します。

本運用により、原則、お預かりした暗号資産は、コールドウォレットにて保管されることとなります。なお、お預かりしている暗号資産の円評価額の5%を上限にホットウォレットで保管できるものとしております。ホットウォレットで管理する場合、当社がコールドウォレットで管理する当社固有財産の範囲内でお客様の残高と同種・同量分の暗号資産（以下「履行保証暗号資産」といいます。）を保有するものとし、また、これについては当社（SBIVCトレード株式会社）が自ら、自己の暗号資産と区分して管理します。

8.4 サイバー攻撃等による資産喪失時の対処方針

当社は、サイバー攻撃等の結果、暗号資産を移転するために必要な秘密鍵その他の情報（以下「秘密鍵等」という。）の漏えい、滅失、毀損その他の当社の責めに帰すべき事由（以下「漏えい等」といいます。）に起因して、第63条の11第2項の規定により自己の暗号資産と分別して管理するお客様の暗号資産で当該お客様に対して負担する暗号資産の管理に関する債務の全部を履行することができない場合には、次の方針に従い、お客様が被った損害を賠償します。

① 当該債務の履行の方法

暗号資産または金銭のいずれによる賠償かは、同種同量の暗号資産による賠償とすることを原則としつつ、漏えい等した暗号資産の種類ごとに、その調達の困難性、漏えい等した後の値動き、その他関連する事情を踏まえ、当社によるお客様に対する損害賠償の時点において、お客様が適切に損害を回復できるかたちで決定することとします。

② 当該債務の履行の時期

個別具体的な漏えい等の事案に応じて、可及的速やかに実施することとします。

③ 当該債務の履行の方法が金銭による場合には、弁済額の算定の基準日及び方法

お客様の損害を適切に回復するのに適した時点として当社が合理的に判断する日を基準日とし、当該基準日における他の暗号資産交換業者の示す当該暗号資産の価格として当社が合理的に相当と認める価格を用いて算定することにより、お客様の損害額を決定することといたします。

9. サービス停止等

9.1 サービスの停止

当社は、以下のいずれかに該当する場合には、お客様に事前に通知することなく、VCTRADE、その他関連サービスの利用の全部または一部を停止または中断することができるものとします。

- ① VCTRADE、その他関連サービスに係るコンピューター・システムの点検または保守作業を定期的または緊急に行う場合
- ② コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
- ③ 火災、停電、天災地変などの不可抗力により VCTRADE、その他関連サービスの運営ができなくなった場合
- ④ ハッキング・その他の方法による当社資産盗難の場合
- ⑤ 当社の暗号資産取引のサービス、その他関連サービス提供に必要なシステムの異常の場合
- ⑥ アカウントの不正利用等の調査を行う場合
- ⑦ 暗号資産の在庫状況等により、サービスの提供が困難な場合
- ⑧ その他、当社が停止または中断を必要と判断した場合

9.2 サービスの終了

当社は、当社の都合により、当社の暗号資産取引のサービス、その他関連サービスの提供を終了することができます。この場合、当社はお客様に事前に通知するものとします。

9.3 免責

当社は、当社が行った措置に基づきお客様に生じた損害について一切の責任を負いません。

10. 損失補てんの禁止に関する事項

10.1 損失補てんの約束等の禁止

お客様が当社との取引において以下の行為をすることは、利用規約により禁止されております。

- ① 暗号資産の売買若しくは交換、又はこの媒介、取次ぎ若しくは代理に係る取引（以下「暗号資産交換等取引」という。）について、当社又は第三者との間で、次の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限りません。）

暗号資産交換等取引についてお客様に損害が生じることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には、当社又は第三者がその全部又は一部を補てんし、又は補足するためお客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨をお客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

- ② 暗号資産交換等取引につき、当社又は第三者との間で、次の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限りません。）

暗号資産交換等取引につき、当社又は第三者が当該取引について生じた利用者の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた利用者の利益に追加するためお客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

- ③ 暗号資産交換等取引につき、当社又は第三者から、次の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為（前二号の約束による場合であって当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求によるとき及び当該財産上の利益の提供が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限りません。）

暗号資産交換等取引につき、当該取引について生じたお客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じたお客様の利益に追加するため、お客様又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為

11. 苦情処理措置等

11.1 苦情への対応及び紛争の解決に向けた当社の基本方針

苦情への対応及び紛争の解決に向けた当社の基本方針は以下のとおりです。

- ① お客様から当社にお寄せいただきました苦情及びお客様との紛争（以下「苦情等」といいます。）は当社の顧客管理部にて記録管理のうえ、内容を精査いたします。
- ② 顧客管理部は、苦情等に対する迅速・公平かつ適切な対応を図る観点から、お寄せいただいた苦情等へ対応方針を決定します。そのうえで、関連部署を指揮監督し、対応の進捗を管理する等、苦情への全般対応を行います。
- ③ 苦情等のうち、経営上重要と判断されるものについては、顧客管理部長から代表取締役及び担当取締役に報告いたします。
- ④ 監督官庁及び協会への紛争等の報告が必要な場合には速やかに行います。
- ⑤ 苦情等の分析及び評価、並びに顧客対応・事務処理の態勢改善や苦情等の再発防止策・未然防止策の策定に資するために、顧客管理部はコンプライアンス部及びマーケティング部との間で、定期的に苦情等の内容及び対応結果を検討し、必要に応じて取締役会に報告します。
- ⑥ コンプライアンス部は、紛争に至った案件について、原因及び責任の所在を明確にするうえで必要な調査を行います。紛争当事者及び責任者の処分は、社内規則に基づいてこれを行います。

11.2 当社に対するお問い合わせ・苦情等に関するご連絡窓口

当社問合せ受付窓口は下記のとおりです。

SBI VC トレード カスタマーセンター

電話番号：03-6779-5110

受付時間：平日午前 9 時～午後 5 時受付（年末年始を除く）

11.3 利用するADR（裁判外紛争解決手続）の名称及び連絡方法

当社に対する苦情のうち、裁判によらない話し合いでの解決を希望され、かつ紛争解決の経験豊富なあっせん人・仲裁人が中立・公正な立場で間に入ることを希望される場合は、以下の弁護士会の紛争解決センター・仲裁センターにお問い合わせいただくことができます。

① 東京弁護士会・紛争解決センター

電話番号：03-3581-0031

受付時間：月曜～金曜（祝日・年末年始を除く）9時30分～12時、13時～15時

受付場所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 6階

なお、東京弁護士会・紛争解決センターの手続の流れは、以下のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.toben.or.jp/bengoshi/adr/nagare/>

② 第一東京弁護士会・仲裁センター

電話番号：03-3595-8588

受付時間：月曜～金曜（祝祭日・年末年始を除く）10時～12時、13時～16時

受付場所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 11階

なお、第一東京弁護士会・仲裁センターの手続の流れは、以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.ichiben.or.jp/soudan/adr/adr/>

③ 第二東京弁護士会・仲裁センター

電話番号：03-3581-2249

受付時間：月曜～金曜（祝祭日を除く）9時30分～12時、13時～17時

受付場所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館 9階

なお、第二東京弁護士会・仲裁センターの手続の流れは、以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://niben.jp/soudan/service/chuusai/info01.html>

11.4 加入する協会における苦情受付

当社の加入する認定協会：一般社団法人日本暗号資産取引業協会

電話番号：03-3222-1061

受付時間：月曜～金曜 9時30分～17時

【祝日（振替休日を含む）及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く】

メールアドレス：<https://jyceae.or.jp/contact/form-contact/>

12. 暗号資産交換業者に関する内閣府令第22条に基づく情報提供説明書面

当社の暗号資産取引サービス（VCTRADE）でのお取引にかかわる情報の提供について

12.1 金銭の入金及び暗号資産の入庫の確認方法

お客様から金銭の入金又は暗号資産の入庫をいただいたときは遅滞なく、お客様が本サービスのWebサイトにおいて次の事項をご確認いただけるようにいたします。

- ・ 当社商号及び登録番号
- ・ お客様から受領した金銭の額又は暗号資産の数量
- ・ 受領年月日

12.2 取引記録ならびに口座の金銭・暗号資産数量のご確認のお願い

お客様のお取引の記録及び現在お預かりしているお客様の金銭及び暗号資産数量はサービスのWebサイトにおいて次の事項をご確認いただけます。

また、3カ月（3月、6月、9月、12月の末日を基準日）に1回、上記Webサイトの暗号資産、または金銭残高・取引履歴の情報とは別に、同Webサイトにおいて取引残高報告書を掲示しております。

13. 参考事項

13.1 課税上の取扱い

課税に関しては、お客様の住所地を管轄する税務署にお問い合わせください。通常、暗号資産取引で得られた利益については、所得税が課税されます。

13.2 通知方法

当社からお客様への通知は、原則としてインターネットを利用し、当社の取引画面、電子メール、公式サイトにて行います。ただし、当社が必要と判断する場合は、書面または電話等の方法によって通知する場合がございます。

13.3 この書面等の変更

取引約款、この書面等、暗号資産取引の内容については、お客様に事前に通知することなく追加・変更・削除を行う場合があります。その場合には、先述の方法にてお客様に通知を行います。

13.4 その他

① 推奨動作環境

推奨動作環境は当社ウェブサイトにて、最新情報をご確認ください。

② ダウンロード等について

お客様は、当社の暗号資産取引のサービスの利用にあたり、当社ウェブサイトから入手したアプリケーション等をご利用になる場合には、バックアップをとる等してお客様が保有する情報の消滅や改変、機器の故障、損傷等により被害が生じないよう十分ご注意ください。当社はお客様に発生したかかる損害について一切責任を負いかねます。

③ 取引記録等の閲覧

当社は、取引の都度、取引状況が記載された取引明細を作成し、お客様に電子的に閲覧可能にいたします。定期的に内容をご確認いただき、記載内容に疑義がある場合は、速やかに当社カスタマーセンターまでお申し出ください。また、重要と思われるものは印刷して保管されることをお勧めします。お取引に係る記録については、翌営業日までに当社ウェブサイト内の取引明細で閲覧可能にします。

④ この書面及び当社約款の閲覧

この書面及び当社の約款は、システムメンテナンス時間等を除き、当社ウェブサイト上において閲覧できます。

⑤ 当社からのお知らせ

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違または疑義があるときは、速やかに当社にご照会ください。

以上

取扱暗号資産の概要

ビットコイン

○ 基礎情報

| | |
|---------------|--|
| 名称： | ビットコイン (Bitcoin) |
| 売買市場の有無： | あり |
| 財産が記録されている媒体： | ビットコインブロックチェーン |
| 発行方法： | プルーフオブワークの仕組みにより最初にブロックを生成したマイナーとよばれる維持管理参加者に付与される形（報酬）で発行される。 |
| 認証方法： | SHA256 アルゴリズムに基づくプルーフオブワーク |
| 発行者の有無： | なし |
| 主な用途： | 送金、決済、投資 |

Satoshi Nakamoto と名乗る身元不詳の人物によって投稿された論文に基づき、**2009** 年に運用が開始された暗号資産です。中央で管理するサーバを持たず、ネットワーク上に散在する複数の有志のサーバ（ノード）間で取引を検証・承認する仕組みを利用しています。検証・承認された取引は「ブロックチェーン」と呼ばれる台帳に記録され、ノードで共有されます。

○ 暗号資産の保有又は移転の仕組み

価値移転、保有情報を記録する電子情報処理組織の形態はパブリック型ブロックチェーンで行われ、保有・移転記録台帳は公開されています。保有・移転記録の秘匿性は、ハッシュ関数（SHA-256、RIPEMD-160）、楕円曲線公開鍵暗号の暗号化処理を施しデータが記録されます。

○ 取引単位・交換制限

通貨単位： bitcoin (BTC) （補助単位として、satoshi (=1 億分の 1bitcoin)）

ビットコインの財布にあたる「ウォレット」から別のウォレットへ暗号資産を支払ったという情報をブロックチェーンに記録してもらうのに最短で 10 分程度、ブロックチェーンが全世界で共有されて取引情報が確定と言える状況になるまで 1 時間程度かかります。しかし、実際の取引ではノード網での確定を待たずに当社が取引情報を預かる等の形で即時の決済を可能としています。

○ 発行状況・流通状況

当社ウェブサイトにて、最新情報をご確認ください。

ビットコインは、およそ 10 分程度で解けるように自動的に調整される数学的な問題を解くこと（マイニングといいます。）でブロックチェーンへの記録権を得るとともに、マイニング報酬として一定のビットコインが発行されるという仕組みで発行されています。ブロックチェーンへの記録権を得てマイニング報酬を得ようと数学問題にチャレンジするノードのことを「マイナー（採掘者）」と呼びます。数学問題を速く解くのが記録権を得る条件のため、性能の良いコンピューター資源を準備できるマイナーほど記録権を得て、ビットコインをもらえる可能性が高くなります。また、近年の取引量の増加に伴い、早く取引を確定させるために、「取引をブロックチェーンに記録してくれることを条件にマイナーに報酬を払う」という条件付き（記録手数料付き）取引も増えています。

○ 内在するリスク

| | | |
|----|-----------------|--|
| a) | 価値変動リスク | 売り手と買い手の取引量及び提示価格によって価格が刻々と変化します。 |
| b) | サイバー攻撃のリスク | 2016 年に、香港取引所 bitfinex がハッキングを受け、取引所から約 12 万 BTC が流出した事例や、2014 年に取引所 Mt.GOX から約 75 万 BTC が流出した事例等があります。しかし、ほとんどが暗号資産に内在するリスクではなく、パスワード・鍵の管理不備や取引所のプログラムの脆弱性を攻撃されたものです。 |
| c) | 流動性リスク | 注文が売りまたは買いのどちらか一方に偏り、取引が成立しないリスクがあります。 |
| d) | 決済完了性がないリスク | ビットコインは、確定的に取引が成立したといえる仕組みがないことから、取引が遡って無効になるリスクがあります。 |
| e) | ハードフォークによる分岐リスク | ハードフォーク（不可逆的な仕様変更）により暗号資産が 2 つに分岐し、相互に互換性がなくなるリスクがあります。その場合、大幅な価値下落や取引が遡って無効になるリスクがあります。また、ハードフォークの結果発生する新規コインを、諸般の事情によって、お客様に提供できない可能性があります。 |
| f) | 51%攻撃リスク | 悪意ある者がハッシュレート（マイナーの計算力）全体の 51% 以上を有した場合、不正な取引を意図的に配信するリスクがあります。 |

エックスアールピー

○ 基礎情報

| | |
|---------------|--|
| 名称： | XRP（エックスアールピー） |
| 売買市場の有無： | あり |
| 財産が記録されている媒体： | XRP Ledger（旧称：Ripple Consensus Ledger, 2017年7月改称） |
| 発行方法： | 2012年のネットワーク発足時に1,000億XRP全て発行済み。 |
| 認証方法： | 独自のコンセンサスアルゴリズム。信頼される認証済み法人バリデーター（検証者）の80%以上の合意で取引を承認することで、ビットコイン等にくらべて高速な決済を実現している。 |
| 発行者の有無： | なし。あらかじめ作成されている。 |
| 主な用途： | 送付（送金）、決済、投資 |

XRPは金融機関の送金において法定通貨間のブリッジ通貨としてオンデマンドの流動性を提供するものとして設計された暗号資産です。これによって金融機関は従来よりも格段に流動性コストを下げつつも送金先のリーチをグローバルに広げることができるとされています。また、XRPはXRP Ledger上での取引における取引料としての性格も有しています。ネットワークへの攻撃が起こった時には手数料が自動的に釣り上げられるため、攻撃が未然に防げる仕組みとなっています。XRPは3～5秒ごとにファイナリティをもって決済を行うことができ、1秒につき1,500の取引を決済できるスケーラビリティを有する構造となっています。また、XRPにはReserveという仕組みがあり、基本Reserveとしてアドレス1つにつき最低20XRP以上の残高を保有する必要があります。また、所有者Reserveとしてアドレスに保有するアイテム1つにつき2017年現在、5XRPの追加の残高が必要となります。

○ 暗号資産の保有又は移転の仕組み

価値移転、保有情報を記録する電子情報処理組織の形態は、パブリック型ブロックチェーンです。保有・移転記録台帳は公開されています。保有・移転記録の秘匿性は、取引はED25519とSECP256K1によって暗号署名が行われ、ハッシュにはSHA512 halfが使われ、Multi-sign機能によって高度のセキュリティを可能としています。

○ 取引単位・交換制限

通貨単位： XRP（補助単位として、1drop（= 百万分の1XRP））

パブリックな台帳ネットワークを保持する動機がある、確認・証明済みの法人がバリデーター（検証者）になってネットワークを構成しています。そのうち、トップのバリデーター運用のパフォーマンスを示した複数のバリデーターのみがUnique Node List（UNL）という推奨リストに追加され、ネットワークのノードによって参照されます。そのため個々の記録者の信用は必要としない仕組みになっています。

○ 発行状況・流通状況

当社ウェブサイトにて、最新情報をご確認ください。

2012年に全て発行されており、今後の発行予定はありません。発行済のXRPの約61%（2018年7月時点）をRipple社が保有し、定期的に市場に流通させています。約39%はすでに市場に流通しています。また、Ripple社が保有するXRPを自己裁量で大量に売り払うのではないかという懸念を取り払うために、Ripple社は550億の保有XRPを2017年末までに暗号理論的に保証されたエスクローに預託することを2017年5月に発表しました。

○ 内在するリスク

| | | |
|----|---------------|---|
| a) | 価値変動リスク | 売り手と買い手の取引量及び提示価格によって価格が刻々と変化します。 |
| b) | サイバー攻撃のリスク | オープンソースで分散されたネットワークであるXRP Ledgerはサイバー攻撃のターゲットとなりえます。現在のところサイバー攻撃対策のためのコード改善努力の結果、コードベースの変更やXRPの消失を伴うようなサイバー攻撃は発生していません。 |
| c) | 流動性リスク | 注文が売りまたは買いのどちらか一方に偏り、取引が成立しないリスクがあります。 |
| d) | バリデーターのリスク | 信頼するバリデーターが意に反して結託した場合、台帳とデータは改ざんされる可能性があります。 |
| e) | ソフトウェア不具合のリスク | ソフトウェアの不具合が問題を引き起こす可能性は否定できません。新しいバージョンがアップデートされる前に入念なQAを行っており不具合の可能性を最小化しています。 XRP Ledgerはこれまで一度もフォークなどの大きな問題は経験することなく台帳を更新しています。 |

イーサリアム

○ 基礎情報

| | |
|---------------|---|
| 名称： | イーサリアム (Ethereum) |
| 売買市場の有無： | あり |
| 財産が記録されている媒体： | イーサリアムブロックチェーン |
| 発行方法： | プルーフオブワークの仕組みにより、イーサリアムブロックチェーンの維持管理に参加するものが、ブロック生成に必要な、およそ 15 秒間で発見可能な難易度に調整され、かつ完全に確率的で計算コストの掛かる特定のナンス (nonce) を見つけ、イーサリアムネットワークに伝播することをもって、維持管理参加者が指定するアドレスに対してプロトコルから付与される。 |
| 認証方法： | コンセンサスアルゴリズムを用いたプルーフオブワーク (将来的にプルーフオブステイクへの移行の予定あり) |
| 発行者の有無： | なし |
| 主な用途： | 送金、決済、スマートコントラクト |

イーサリアムはビットコイン同様にブロックチェーン技術を活用した暗号資産ですが、その特徴として、スマートコントラクトが挙げられます。イーサリアムにはエクスターナリー・オウンド・アカウント (EOA : Externally Owned Account) 及びコントラクト・アカウント (CA : Contract Account) という 2 つの種類のアカウントを有し、通常の資金決済等は EOA にて、スマートコントラクトは CA により管理できるように設計されるなど、スマートコントラクトのプラットフォームとしての機能が当該暗号資産の特徴となっています。

○ 暗号資産の保有又は移転の仕組み

価値移転、保有情報を記録する電子情報処理組織の形態は、パブリック型ブロックチェーンです。保有・移転記録台帳は公開されています。保有・移転記録の秘匿性は、公開鍵暗号の暗号化処理を施しデータを記録しています。

○ 取引単位・交換制限

通貨単位： Ether (ETH) (補助単位として、1wei (= 百京分の 1 ETH))

1 ブロックの処理時間を 15 秒程度とするように調整されている通貨である。ブロックチェーンネットワーク上で移転完了の目安の一つである対象トランザクションが 6 つのブロックに含まれるまでに必要となる時間は90秒程度です。

○ 発行状況・流通状況

当社ウェブサイト等により、最新情報をご確認ください。

○ 内在するリスク

| | | |
|----|-----------------|---|
| a) | 価格変動リスク | 売り手と買い手の取引量及び提示価格によって価格が刻々と変化します。 |
| b) | サイバー攻撃のリスク | 2016年にEthereum上に構築されたスマートコントラクトであるThe DAOの脆弱性を突かれた当時の時価で2億円相当のETHが不正流出した事例が存在します。 |
| c) | 流動性リスク | 注文が売りまたは買いのどちらか一方に偏り、取引が成立しないリスクがあります。 |
| d) | 決済完了がないリスク | イーサリアムは、確定的に取引が成立したといえる仕組みがないことから、取引が遡って無効になるリスクがあります。 |
| e) | ハードフォークによる分岐リスク | ハードフォーク（不可逆的な仕様変更）により暗号資産が2つに分岐し、相互に互換性がなくなるリスクがあります。その場合、大幅な価値下落や取引が遡って無効になるリスクがあります。また、ハードフォークの結果発生する新規コインを、諸般の事情によって、お客様に提供できない可能性があります。 |
| f) | 51%攻撃リスク | 悪意ある者がハッシュレート（マイナーの計算力）全体の51%以上を有した場合、不正な取引を意図的に配信するリスクがあります。 |

以上